

指定管理者審査基準

1 審査の基本方針

- (1) 選定のための審査は、非公開とする。
- (2) 審査は、応募書類、応募者の説明及び応募者への質疑応答を踏まえる。
- (3) 各委員は、評価基準に基づき採点を行う。
- (4) 順位の決定は、各委員の採点の合計を採点者の数で除した平均点で行う。
- (5) 指定管理候補者の選定は、原則として平均点の高い順とする。

2 配点と評価項目

選定基準	審 査 項 目	配 点	
公の施設の効果的な活用と管理経費の削減	・施設運營業務の取組・方針についてはどうか。	60	10
	・施設の利用促進への取組み（利用者サービスを含む）はどうか。		10
	・利用料金等の考え方は適切か。		5
	・安全対策・管理上必要な関係機関との調整が取れるものであるか。		5
	・地域に貢献する自主事業に対する取組みがなされているか。		10
	・収支計画は適正なものであり、経費削減に向けた取組みがなされているか。		20
管理を安定して行う物的及び人的能力	・施設の質を維持又は向上させるものであるか。	25	10
	・災害等緊急時に対応できる体制であるか。		5
	・個人情報保護の体制とそのチェックは適切か。		5
	・適切な人員体制がとられているか。		5
申請団体の経営状況	・経営状況に問題はないか。	15	10
	・同様の施設の管理実績はあるか。		5

3 評価基準

委員は、以下の基準で採点を行う。

区 分	点 数
特に優れていると認められる	5 点
優れていると認められる	4 点
適正であると認められる	3 点
やや劣る	2 点
劣る	1 点

4 選考

指定管理候補者の選定は、各委員の採点の合計を採点者の数で除した平均点で行う。

各委員の採点の合計を採点者の数で除した平均点が標準（60点）に満たない場合は、指定管理候補者として選定しない。